

## 第1章 計画策定にあたり

### 1 計画の名称

本計画の名称は、「高槻市農林業基本計画」とします。

### 2 計画の位置づけ

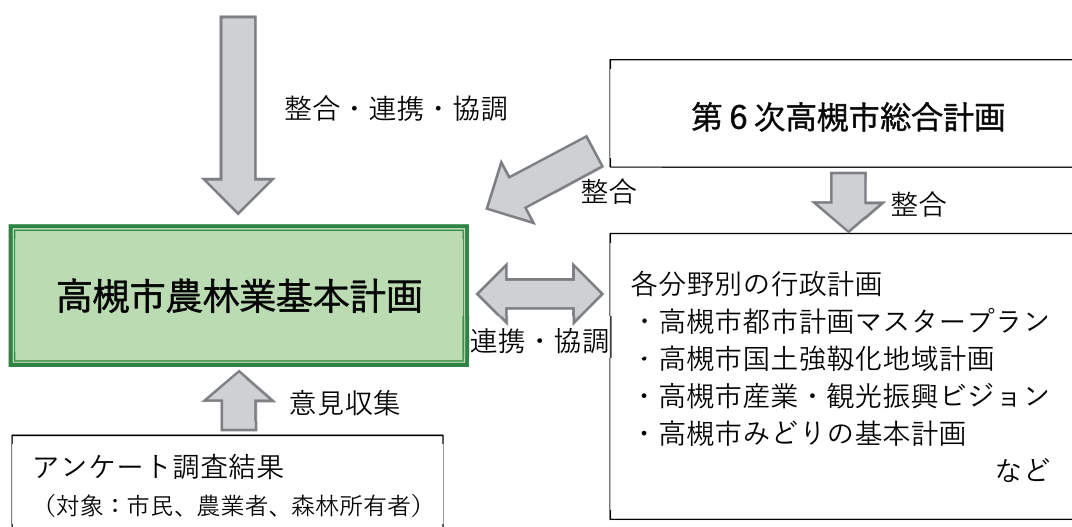
「高槻市農林業基本計画」（以下「農林業基本計画」といいます。）は、今後の都市農業\*の振興及び森林施策に関する基本的な考えとなるものです。

また、まちづくりの中長期的な方向を示す「第6次高槻市総合計画」と都市計画法に基づく「高槻市都市計画マスタープラン」、「高槻市国土強靱化地域計画」、「高槻市産業・観光振興ビジョン」、「高槻市みどりの基本計画」など関連する各分野別の行政計画と相互に連携を図るものです。

さらに、都市農業振興基本法第10条に基づき各市町村が策定すべき「都市農業振興基本計画」を兼ねたものとし、農業者の高齢化が進行する状況においても持続可能な農業を実現するため、担い手の育成、農地の保全・活用等の農業施策の方針を示すものです。なお、本計画における都市農業とは、「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」（平成20年4月施行）において、都市農業を「府民に新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、多様な公益的機能を発揮している府の区域において行われている農業」と定義されていることを準用し、「市民に新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、多様な公益的機能を発揮している市の区域において行われている農業」と定義し、市内全域を対象とします。

国や大阪府の関連計画等

主体	名称	施行等年月
国	都市農業振興基本法	平成 27 年 4 月施行
	都市農業振興基本計画	平成 28 年 5 月閣議決定
	改正生産緑地法	平成 29 年 5 月改正
	都市農地貸借法	平成 30 年 9 月施行
	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律	平成 31 年 4 月一部施行
	森林経営管理法	平成 31 年 4 月施行
大阪府	新たなおおさか農政アクションプラン	平成 29 年 8 月施行
	大阪府森林整備指針	令和元年 12 月策定



「高槻市農林業基本計画」と関連計画等との位置づけ

### 3 役割

農林業基本計画の役割は、以下のとおりです。

#### <今後目指す農林業の在り方を示します>

中長期的な視点のもと、高槻市の目指す農林業の在り方を示します。

#### <農林業の振興を推進する上での指針となります>

重要施策については指標を設定し、具体的な取組を推進します。

#### <農林業に関わる多様な主体との理解や協働を促進します>

農業・林業に携わる農林業者のみならず、すべての市民が「目指すべき姿」を共有することにより、施策や事業を円滑に進めるための理解や協働を促進します。

## 4 計画期間

本計画は、令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間を計画期間とします。ただし、今後の農林業を取り巻く環境の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。